

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第51回）

第1分科会議事要旨

(東京地域委員会庶務)

1 目時

平成27年10月29日（木）午前10時02分から午前11時23分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

(分科会長) 貝阿彌誠

(委 員) 青沼隆之、齋藤祐一、井部俊子、上原敏夫

(庶 務) 小野東京高裁総務課長、三吉東京高裁総務課課長補佐

立花東京高裁総務課専門官

(説明者) 渡部東京高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

(2) 協議

ア 平成28年4月期の弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

イ 平成28年上半年期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

ウ 弁護士会への通知について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったのでこれを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

(2) 協議

ア 平成28年4月期の弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて
庶務から、平成28年4月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者に関する
情報収集依頼の経過及び収集された情報の概要について説明があった。

協議の結果、すべての情報を下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指
名諮問委員会」という。）に報告することとされた。

イ 平成28年上半年期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめに
ついて

(イ) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについ
て

a 弁護士会を経由した情報について

庶務から、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び
横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同
様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

b 評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会所属弁護士から送
付された情報の中に、段階評価による情報のみが記載されたもの並びに
段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものが
あることが説明された。

協議の結果、これまでと同様、段階評価による情報の部分は指名諮問
委員会に報告せず、記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に
報告することとされた。

(ロ) 記述形式による情報の適格性の検討

a 複数の裁判官名が記載されている情報について

3人の裁判官名が記載されている情報について、指名候補者の指名の
適否に関する情報であるかどうか疑義があるとの意見があった。そこ
で、他の裁判官の情報が含まれているなら、指名候補者の情報に限って

提出してもらうよう、依頼することとされ、依頼に基づいて提出された情報は、委員長が確認の上、指名諮問委員会に送付することとされた。

b その他の情報について

その他の記述式による情報の適格性について協議した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

ウ 弁護士会への通知について

依頼した方法、形式とは異なる方法、形式（①情報提供者から直接の提出ではなく、弁護士会経由で送付されたもの、②段階評価形式）による情報が提出されたことから、①及び②の情報を送付してきた第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会並びに①の情報を送付してきた東京弁護士会及び横浜弁護士会に対し、①については、記述形式による情報であり、かつ、情報提供者の氏名及び所属が明らかな場合、その部分に限って指名諮問委員会に報告し、採否の判断を委ねる旨、②については、指名諮問委員会に報告しない旨、通知することとした。

なお、一部の弁護士会から地域委員会の方針と異なる方法・形式で情報が提出されることが繰り返されていることについて、意見交換が行われ、引き続き議論することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成28年10月期の弁護士任官候補者及び平成28年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、次回期日は平成28年3月3日（木）午前10時から第2中会議室で開催することとされた。

以上

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第51回）

第2分科会議事要旨

(東京地域委員会庶務)

1 日時

平成27年10月26日（月）午前9時56分から午前10時56分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委 員）齊藤雄彦、永井徹、古田浩、細田初男

（庶 務）小野東京高裁総務課長、三吉東京高裁総務課課長補佐

立花東京高裁総務課専門官

（説 明 者）渡部東京高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

(2) 協議

ア 平成28年4月期の弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

イ 平成28年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

ウ 弁護士会への通知について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったのでこれを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

(2) 協議

- ア 平成28年4月期の弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて
庶務から、平成28年4月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者に関する
情報収集依頼の経過及び収集された情報の概要について説明があった。
協議の結果、すべての情報を下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指
名諮問委員会」という。）に報告することとされた。
- イ 平成28年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめに
ついて
- （ア）地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについ
て
- a 弁護士会を経由した情報について
庶務から、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び
横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付されたとの説明があった。
協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同
様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。
- b 評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について
庶務から、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会所属弁護士から送
付された情報の中に、段階評価による情報及び記述形式による情報の両
方が記載されたものがあることが説明された。
協議の結果、これまでと同様、段階評価による情報の部分は指名諮問
委員会に報告せず、記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に
報告することとされた。
- （イ）記述式による情報の適格性の検討
記述形式による情報の適格性について協議した結果、すべての情報を
指名諮問委員会へ報告することとされた。
- ウ 弁護士会への通知について

依頼した方法、形式とは異なる方法、形式（①情報提供者から直接の提出ではなく、弁護士会経由で送付されたもの、②段階評価形式）による情報が提出されたことから、①及び②の情報を送付してきた第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会並びに①の情報を送付してきた東京弁護士会及び横浜弁護士会に対し、①については、記述形式による情報であり、かつ、情報提供者の氏名及び所属が明らかな場合、その部分に限って指名諮問委員会に報告し、採否の判断を委ねる旨、②については、指名諮問委員会に報告しない旨、通知することとした。

また、このような内容の通知をすることを第1分科会に報告することとされた。

なお、一部の弁護士会から地域委員会の方針と異なる方法・形式で情報が提出されることが繰り返されていることについて、意見交換が行われ、引き続き議論することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成28年10月期の弁護士任官候補者及び平成28年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、平成28年3月3日（木）午後1時30分から、第2中会議室で開催することとされた。

以上